

4 いじめ防止基本方針

**令和5年度
天神小学校いじめ防止基本方針**

【学校教育目標】

子どもたちと共によく遊び、よく学ぶことにより、
知・徳・体の調和のとれた児童を育成する

【育友会との連携】

懇談会等様々な機会を利用して、児童のがんばりや長所、心配なことなどをこまめに保護者に連絡したりして、日ごろから保護者との信頼関係を築く。

【いじめ対策委員会】

校長，教頭，教務，生活指導主任，養護教諭，担任等（必要に応じて）
スクールカウンセラー，心の教室相談員等

【教育委員会】

○学校教育課 ○青少年教育センター

【関係機関】

○子ども子育て支援センター
○子ども女性障害者支援センター ○警察
○青少年教育センター ○民生児童委員・主任児童委員

【いじめの防止】

- （１） 保護者や地域との連携
- （２） 生徒指導の充実
- （３） 特別活動等の充実
- （４） 児童生徒理解等校内研修の充実

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成を図る。

【早期発見】

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、C4thの効果的な活用を図るとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

ア. 教職員による観察や情報交換

児童のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有するよう努める。また、「C4th」を効果的に活用する。

イ. 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

児童の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談、生活ノートや日記等、きめ細やかな把握に努める。

ウ. 教育相談体制の整備

校内に児童や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、市教育委員会と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。

エ. 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

【いじめに対する措置】

- (1) 的確な情報収集
- (2) 基本的な緊急対応
- (3) 調査による実態把握
- (4) 解決に向けた指導・経過観察
- (5) 継続指導・経過観察
- (6) 再発防止

ア. いかなる場合も真摯に受け止め、関係する友達や保護者からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を迅速かつ正確に行い、関係者全員でその解決に取り組む。

イ. いじめられている側の保護者の心情を、教職員は同じ立場に立って受け止める。そして、いじめの問題を自らの課題として捉え、全教職員が緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して事象に対応していることを保護者に伝え、信頼の回復に努める。

ウ. 保護者には、随時入手した正確な情報や指導状況を伝え、学校の対応について理解してもらうとともに、学校に対しての安心感をもってもらうように配慮する。

○年間計画

4月	学校基本方針の確認・児童理解の会	
5月	学校いじめ対策委員会・児童理解の会	アンケートの実施（1）
6月	いのちを見つめる強調月間・児童理解の会	
7月	教育相談・個別面談・児童理解の会	
8月	校内研修会	
9月	児童理解の会	
10月	児童理解の会	
11月	児童理解の会	アンケートの実施（2）
12月	人権週間・個別面談・児童理解の会	
1月	児童理解の会	アンケートの実施（3）
2月	児童理解の会	
3月	児童理解の会	

○組織的な対応イメージ

① いじめの予防

- 校内体制の確立
- 「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」、別添<参考資料>の活用、事例研究等による教職員の対応力の向上
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 「特別の教科 道徳」を要とした教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実
- 児童会を通じた自己指導能力の育成
- 児童の「規範意識」「おもいやり」の育成
- 家庭・地域社会、関係機関との連携強化

② いじめの情報



③ 情報を集める

○教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める。

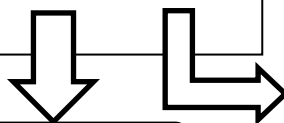


④ 指導・支援体制を組む

○「いじめ対策委員会」で指導・支援を組む（学級担任、学年主任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）

連携

関係機関



⑤ A 児童生徒への指導・支援

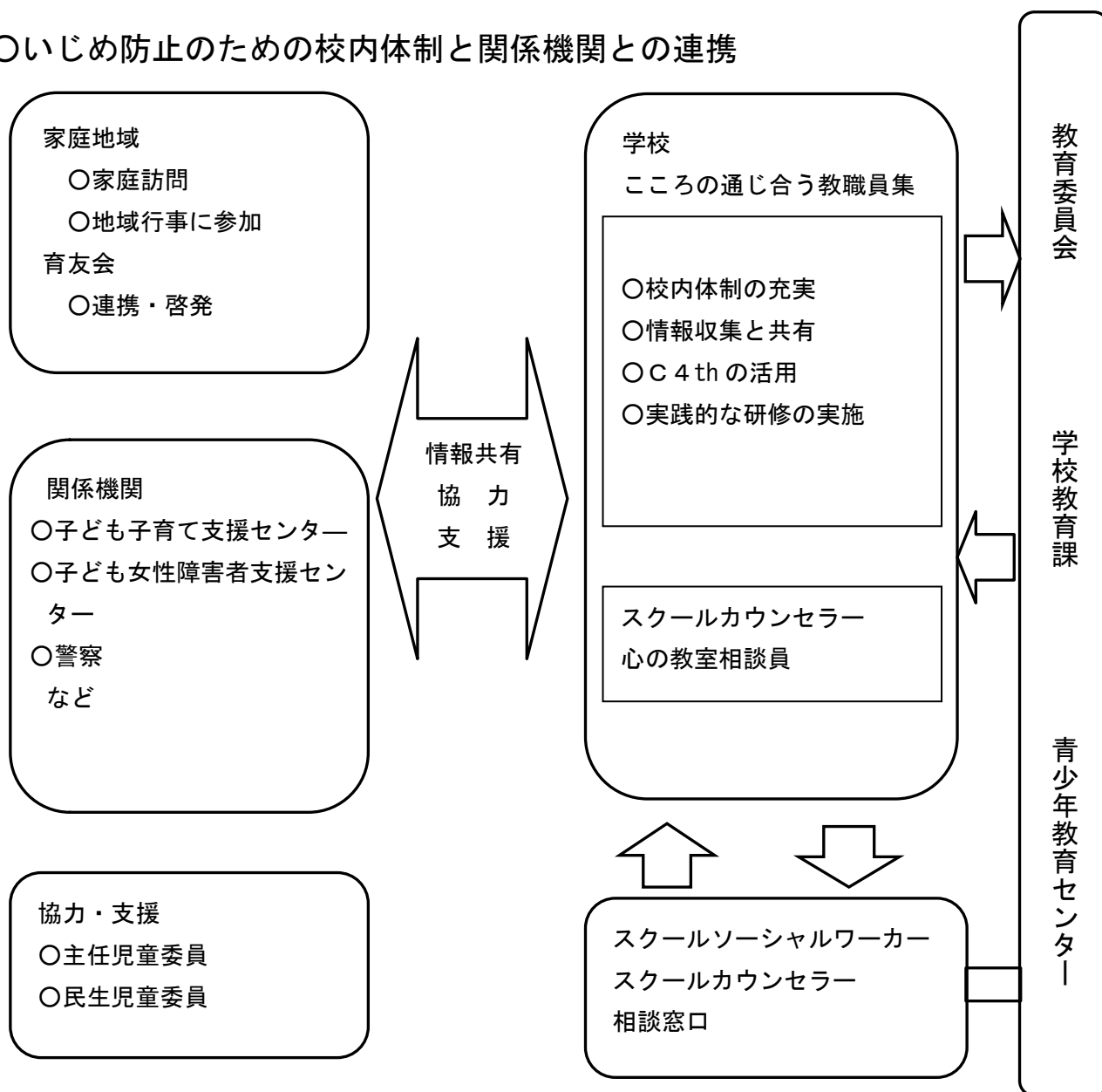
- いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

⑤ B 保護者と連携する

○つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
- 常に状況把握に努める。

○いじめ防止のための校内体制と関係機関との連携



命と人権を大切にする集団づくり